

令和2年度

第5回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和2年8月7日(金)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	野間 保広	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	×			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

0名 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため出席自粛)

事務局職員

3名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢
総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第28号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第30号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第31号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長

皆さん、おはようございます。

本日の総会につきましては、市内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、推進委員さんにつきましては出席の自粛をしていただいておりますのでご了承願います。

それでは第5回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数 13 名中、現時点での本日の出席委員 12 名、欠席委員 1 名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。

議長

(会長あいさつ)

ただいまから、令和 2 年度第 5 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、10 番：河野善映委員及び 11 番：市成委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

次に、議案第 27 号農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

はい。ご提案いたします。議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1 ページからになります。

申請番号 31 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番で、地目が畑、面積が 1,735 m²、渡人が ■■■ の ■■■ さん、受人が ■■■ の ■■■ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 32 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■■ で、地目は田、面積が 844 m²、渡人が ■■■ の ■■■ さん、受人が ■■■ の ■■■ さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。なお、渡人と

受人は親子関係にあります。

申請番号 33 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆で、地目は田、合計面積が 5,876 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 34 番、所在が■■■字■■■番で、地目は畑、面積が 631 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 35 番、所在が■■■字■■■番外■■■筆で、地目は畑、合計面積が 1,686 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 36 番、所在が■■■字■■■番で、地目は畑、面積が 393 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 37 番、所在が■■■字■■■番■■■で、地目は畑、面積が 95 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

はい。事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 28 号農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。議案書 3 ページ、申請番号 2 番です。

所在は、豊後高田市■■■字■■■番の畑で、面積 1,125 m²の農業公

共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

■■■■■■■■■■の■■方約■■mの場所にあり、周囲を■■に接しています。

転用者は■■■■で太陽光発電事業を行う■■■■で、地権者とは親子関係にあり、父親の土地を借り受け、面積1,125㎡に太陽光パネル■■■■枚、施設面積■■■■㎡、総出力■■■■kwの太陽光発電施設を設置する計画です。盛土等を行わず、現状のまま整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。整地後、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。雨水排水については自然浸透とします。また、日照及び通風をさえぎる建築物ではないため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画に係る設備認定通知書の写し及び九州電力株式会社から工事費負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は■■■■■■■■■■円であり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費に見合う金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に進むと判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

なお、地元の農地利用最適化推進委員の板井伸博委員が事務局と現地を確認し、問題ない旨のご意見をいただいています。

以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 29 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。24 ページであります。</p>
事務局	<p>議案第 29 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 24 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 19,244 m²、畑の面積が 307,671 m²の合計面積が 326,915 m²で、利用権を設定する農家数 49 戸、利用権の設定等を受ける農家数 26 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 263,753 m²、使用貸借に係る面積 63,162 m²です。</p> <p>詳細につきましては 議案書 5 ページから記載していますのでご覧ください。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 30 号農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 30 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。</p> <p>お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてですが、議案書の 23 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。</p> <p>別紙の農用地貸付調書で、借受者 ■■■■ さんに、3 件の合計面積が 17,524 m²の貸付がしめされております。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上であります。</p> <p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 31 号、非農地証明願についての審議を行います。</p> <p>事務局から提案します。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 31 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 26 ページからをご覧ください。</p> <p>申請番号 8 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 外 ■■ 筆、地目は畑で、合計面積 171 m²、申請人は ■■■ の ■■■ さんです。申請の内容は、平成 4 年の市道拡幅工事の際、残った畑を ■■■ として現在まで使用しているというものです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。現在、申請のとおり ■■■ 化しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>なお、地元の農地利用最適化推進委員の近藤正敏委員が事務局と現地を確認し、問題ない旨のご意見をいただいています。</p> <p>申請番号 9 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■ 外 ■■ 筆、地目は畑で、合計面積 984 m²、申請人は ■■■ の ■■■ さんです。申請の内容は、平成元年頃から耕作できなくなり、山林化してしまったというものです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>なお、地元の農地利用最適化推進委員の瀬々義晴委員が事務局と現地を確認し、問題ない旨のご意見をいただいています。</p> <p>申請番号 10 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■、地目は畑で、面積 449 m²、申請人は ■■■ の ■■■ さんです。申請の内容は、戦前から申請地の一部に家や倉庫を建てており、宅地として現在まで使用しているというものです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>なお、地元の農地利用最適化推進委員の板井伸博委員が事務局と現地を確認し、問題ない旨のご意見をいただいています。</p> <p>申請番号 11 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■■、地目は畑で、面積 122</p>

m²、申請人は■■■■の■■■■さんです。申請の内容は、昭和54年8月に父親が所有していた店舗を新築して以来、宅地として現在まで使用しているというものです。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。現在、申請のとおり宅地化しており、非農地として認められると考えます。

なお、地元の農地利用最適化推進委員の瀬々義晴委員が事務局と現地を確認し、問題ない旨のご意見をいただいています。

以上です。

議 長

事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。

事務局

それでは、報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。28ページからになります。

届け出番号11番、■■■■字■■■■番■■■■で、地目が畑、面積は4,440m²で、貸し人が■■■■の■■■■さん、借り人が■■■■の■■■■さんで、解約事由は借り人の都合であります。

届け出番号12番、■■■■字■■■■番外■■■■筆で、地目が畑、合計面積は2,330m²で、貸し人が■■■■の■■■■さん、借り人が■■■■の■■■■さんで、解約事由は貸し人の都合であります。

以上です。

議 長

この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項（２）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（２）、農地法第６条第１項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。29ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人■■■■■■■■■■、農事組合法人■■■■■■■■■■、農事組合法人■■■■■■■■■■であります。</p> <p>内容につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和２年度豊後高田市農業委員会第５回総会を閉会します。大変お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">午前 10 時 21 分 令和 2 年 8 月 7 日</p>